



羽の情報便

法人での寄附金の損金算入

会社が寄附をした場合、損金算入ができます。

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

1. 一般の寄付金の損金算入限度額

以下の計算式で損金算入限度額を求めることができます。

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

* 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

2. 国等に対する寄附金や指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金および指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

3. 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

4. その他

認定NPO法人に対する寄附金は、3. の寄附金に含めて損金算出します。また、再チャレンジ支援のための寄附金については、特定地域雇用会社または平成20年度改正前の地域再生法に定める特定地域雇用促進法人に対する寄附金で、一定の事業に充てられる寄附金も3. の寄附金に含めて損金算入額を計算することができます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

住民税を会社の給与から天引きされていますが、居住地から個人で支払う納税通知書が届きました。二重課税ではないでしょうか。ちなみに私は給与所得と配当所得があります。

会社から天引きされている税額は、給与所得と配当所得の合計額である年税額のうち給与所得のみです。従ってもともの年税額から給与天引きされている税額を差し引いた残額が納税通知書として届いても間違えでも二重課税でもありません。

配当所得も含めて年税額の全てを給与天引きにする場合は、確定申告の際に申告書の「給与所得以外の住民税の徴収方法」の「特別徴収欄」をチェックするようにしてください。



税金まめ知識（第28回）住民税と所得税の違い

■対象となる所得

住民税は、前年所得課税といって前年の所得に課税されます。これに対して所得税は、現年所得課税で、その年の所得に課税されます。

■課税の方法

住民税は賦課課税で、都民税・特別区民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて税額が計算されます。所得税の場合は、申告納税となっており、納税者が1年間の所得とその所得に対する税額を計算し、確定申告します。また、給与等の場合には、源泉徴収として支払時に税額を計算します。

■納付の方法

住民税には、6月、8月、10月、翌年1月の4回で納付する普通徴収と、6月から翌年5月までの給与から毎月差し引かれる特別徴収があります。所得税の場合は、確定申告により年税額を確定し納付します。給与所得者の場合は、所得のあったときに源泉徴収され、その後、年末調整もしくは確定申告して精算することになります。

■均等割

住民税には、均等割がありますが、所得税の場合は、均等割がありません。

■非課税基準

住民税には所得税とは異なり、住民税のかからない非課税基準があります。



10月の税務カレンダー

市区町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

10月13日（火）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



11月2日（月）

8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

22年2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例16：フティック（年間16.6%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,348,820円／年	年間の電気料	1,125,200円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 223,620円 10年間で 2,236,200円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「利子」と「利息」

お金を借りたときに支払うのが「利子」、貸したときに受け取るのが「利息」としてもともと使われていましたが、現在はどちらも混在して使われています。

ちなみに銀行預金では利息、郵便貯金では利子が使われています。

■「明け方」と「朝のうち」

天気予想で聴く言葉ですが、「明け方」は、午前3時から午前6時まで、「朝のうち」は、午前6時から午前9時までを指します。

■「ハイヒール」と「パンプス」

止め具がなくヒールが6cm以上のものを「ハイヒール」、6cm未満のものを「パンプス」といいます。

ちなみにかかとの後ろがないサンダルを「ミュール」といいます。

■「石炭」と「コークス」

「石炭」を乾留したものを「コークス」といいます。石炭よりも火がつきやすく製鉄所などで使用されます。

窒素化合物などの不純物が抜け、ほとんどが炭素で出来ています。



今月のコラム

ふと気がつけば、今年も残すところあと二ヶ月ちょっと・・・一年は早いものです。デスクの卓上カレンダーも残り少なくなってきました。

つい最近まで熱帯夜で寝苦しかったのが嘘のように東京も朝晩は肌寒くなりました。

北海道では初雪の便りも届き、これから日に日に秋も深くなっていきますね。

先日、東京をかすめて通った台風十八号は朝のラッシュ時にぶつかり大変な思いをされて通勤された方も多いのではないのでしょうか？

首都圏のJRはほとんどがストップしましたが、最大瞬間風速の基準を毎秒三十メートルから二十五メートルに強化したことが原因とのことでした。このときばかりと頑張っていた私鉄に拍手送りたいですね。まだまだ台風シーズンは続きますが甚大な被害が起きないことを祈りたいです。

これから年末にかけて繁忙期をむかえるお客様も多いですが、不況風を吹き飛ばして今年の集大成として頑張っていきたいと思います。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

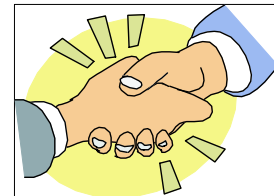
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

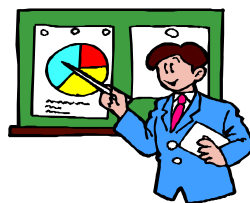
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



秋も本番、
元気に頑張りましょう。

